

業務実績等報告書様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報																
I	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進															
業務に関連する政策・施策			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）				都市再生機構法第 11 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで及び第 9 号並びに附則第 12 条第 1 項第 6 号等									
当該項目の重要度、難易度			関連する政策評価・行政事業レビュー													
2. 主要な経年データ																
①主要なアウトプット（アウトカム）情報	②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）															
	指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	予算額（百万円）							
	コーディネート及び 事業の実施地区数 (計画値)	330 地区	—	237 地区	262 地区	260 地区	252 地区	247 地区	122,463							
	コーディネート及び 事業の実施地区数 (実績値)	—	—	259 地区	273 地区	267 地区	264 地区	265 地区	112,424							
	達成率	—	—	109%	104%	103%	105%	107%	171,372							
	都市再生事業等に係る 民間建設投資誘発効果 (計画値)	1.8 兆円	—	1.4 兆円	1.6 兆円	1.3 兆円	1.4 兆円	1.4 兆円	7,835							
	都市再生事業等に係る 建設投資誘発効果 (実績値)	—	—	1.6 兆円	1.6 兆円	1.3 兆円	1.6 兆円	1.7 兆円	171,496							
	達成率	—	—	114%	100%	100%	114%	121%	752							
	都市再生事業等に係る 経済波及効果 (計画値)	3.6 兆円	—	2.8 兆円	3.1 兆円	2.6 兆円	2.8 兆円	2.8 兆円	773							
	都市再生事業等に係る 経済波及効果 (実績値)	—	—	3.1 兆円	3.1 兆円	2.6 兆円	3.2 兆円	3.4 兆円	782							
	達成率	—	—	111%	100%	100%	114%	121%	785							
	従事人員数（人）	—	—	—	—	—	—	—	777							

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

## 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
III 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項 1. 政策的意義の高い都市再生等の推進 (1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進  人口減少・少子高齢化、グローバルな都市間競争の激化、東京一極集中、都市のスポンジ化の進展、施設・インフラの老朽化、ＩＣＴ等技術革新の進展、空き家・空き地の増加等の経済社会情勢が変化しており、これら的情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保することが必要である。  都市再生に当たっては、民間の資金やノウハウを最大限引き出し、それを都市に振り向け、新たな需要を喚起することが求められている一方で、多数の関係者間の意見調整等が難しいことや、権利関係が複雑で調整が難しいこと等の課題があり、地方公共団体や民間事業者のみでは都市再生を進めることに困難な状況が見られる。  このため、機構は、こうした状況を踏まえ、都市再生を的確に推進するため、機構の公共性、中立性、ノウハウを活かしたコーディネートを実施するとともに、民間事業者、地方公共団体等とのパートナーシップの下、民間事業者との共同出資による開発型ＳＰＣの組成等多様な民間連携手法を活用し、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投	I 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進  都市再生の推進に当たっては、都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生、防災性向上による安全・安心なまちづくりが必要である。その際多数の関係者間の意見調整や利害調整の困難性、公共施設整備と民間の都市開発事業とのスケジュールのミスマッチ、初動期の資金確保の困難性、用地先行取得等に関する民間事業者の負担能力を超えたリスク、多様なニーズに対応するまちづくりに係る地方公共団体のノウハウ・人材等が十分でないこと等が都市再生を推進する上での隘路となっている。  このため、地域の政策課題を踏えた広域的な視点や公的機関としての中長期的な視点を持って、機構の公共性、中立性、ノウハウを活かし、基本構想の立案から事業計画の策定、関係者間の段階的な合意形成等のコーディネートの実施や、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の推進を図ったか。  ・都市の国際競争力の強化と都市の魅力の向上を図るため、大都市等においては、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携の下、コーディネート及び都市再生事業を実施したか。  ・地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体とのパートナーシップの下、	<主な定量的な指標> ・コーディネート及び事業の実施地区数 330 地区 ・将来にわたる民間建築投資誘発効果、経済波及効果 民間建築投資誘発効果 1兆 8,000 億円規模 経済波及効果 3兆 6,000 億円規模  <その他の指標> ・地方都市等における支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む） ・防災性向上による安全・安心なまちづくりにおける支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む）  <評価の視点> ・機構の公共性、中立性、ノウハウを生かした、コーディネートの実施や、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の推進を図ったか。  ・地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体とのパートナーシップの下、	<主要な業務実績> ・コーディネート及び事業の実施地区数 334 地区 ・将来にわたる民間建築投資誘発効果、経済波及効果 民間建築投資誘発効果 2兆 4,000 億円規模 経済波及効果 4兆 7,000 億円規模  <その他の指標> ・地方都市等における支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む） 130 地方公共団体 ・防災性向上による安全・安心なまちづくりにおける支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む） 50 地方公共団体  <評価の概要> 中期目標期間においては、我が国の都市政策上の重要課題へ対応するため、公的機関ならではの機構の公平中立性、専門性、事業経験に基づくノウハウや人材面での強みを最大限発揮し、中期目標における重要度及び難易度「高」の当該目標について、計画値と同水準の334地区でコーディネート及び事業を実施した。また、各地区の着実な事業等の推進により、民間建築投資誘発効果2兆 4,000 億円規模、経済波及効果4兆 7,000 億円規模の実績をあげており、いずれも計画値を上回って達成した。  地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、国や地方公共団体等と緊密に連携し、支援実績を積み重ねることで、機構の認知度が向上するとともに、地方公共団体からの要請に対応できる体制等の整備を行うなどして、各地方公共団体の進めるまちづくりに丁寧かつ的確に対応した。  都市の防災性向上や減災対策等を図るため、密集市街地では地方公共団体等との適切な連携・役割分担の下、整備改善・不燃化促進とともに、南海トラフ地震等による津波被害を想定した事前防災まちづくりの推進についても支援した。  政策的意義の高い都市再生等の推進に当たっては、大都市における競争力を強化する交通インフラの	<評定と根拠> I-1- (1) 評定：B  <評価の概要> 中期目標期間においては、我が国の都市政策上の重要課題へ対応するため、公的機関ならではの機構の公平中立性、専門性、事業経験に基づくノウハウや人材面での強みを最大限発揮し、中期目標における重要度及び難易度「高」の当該目標について、計画値と同水準の334地区でコーディネート及び事業を実施した。また、各地区の着実な事業等の推進により、民間建築投資誘発効果2兆 4,000 億円規模、経済波及効果4兆 7,000 億円規模の実績をあげており、いずれも計画値を上回って達成した。  地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、国や地方公共団体等と緊密に連携し、支援実績を積み重ねることで、機構の認知度が向上するとともに、地方公共団体からの要請に対応できる体制等の整備を行うなどして、各地方公共団体の進めるまちづくりに丁寧かつ的確に対応した。  都市の防災性向上や減災対策等を図るため、密集市街地では地方公共団体等との適切な連携・役割分担の下、整備改善・不燃化促進とともに、南海トラフ地震等による津波被害を想定した事前防災まちづくりの推進についても支援した。  政策的意義の高い都市再生等の推進に当たっては、大都市における競争力を強化する交通インフラの	評定		評定	

<p>資を誘発し、都市再生の先導的な役割を果たすこと。</p>	<p>た多様な事業等手法を活用する。また、地域の多様な主体が参画・連携するまちづくりの仕組み・組織である地域プラットフォームの形成や共同出資による開発型S P Cの活用等により民間事業者等との連携を図る。さらに、大規模開発や高度利用によらない個性や界隈性を活かした長期的なエリア再生、公的不動産の活用や公共公益施設再編によるまちづくり、エリアマネジメント等による持続可能なまちづくりを推進する。</p> <p>併せて、持続的に政策的意義の高い都市再生を推進するに当たり、機構が負担する土地の長期保有等の事業リスクに見合った適正な収益を確保し、収益の安定化を図る。</p>	<p>観光・産業・子育て・福祉・環境等地域の特性や資源を活かしながら、広域的な視点からまちづくりを推進したか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市災害に対する脆弱性の克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、都市の防災性の向上や減災対策を推進したか。</li> </ul>	<p>整備や地方都市等における地域の特性・資源を活かしたまちづくり、安全・安心なまちづくりに当たっての都市災害に対する脆弱性の克服等、複雑で多岐にわたる都市政策上の課題がある。それぞれの地区の課題や背景に応じて、様々な立ち位置・役割でまちづくりを実施・支援しており、機構が関わることで、地方公共団体や民間事業者だけでは成し得なかった大規模な整備や新たな価値の創出、投資の誘発、中長期的な視点を持ったまちづくりを実現している。</p>	
<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>グローバルな都市間競争が激化するなか、資金、人材、技術等が集積し、我が国の経済活動等の中核としての役割を果たす大都市等においては、我が国経済を牽引することが期待される産業を育成し、また、グローバルな業務を展開する企業の拠点等の立地を促進するため、都市の国際競争力の強化及び都市の魅力を高める都市再生を進めすることが必要である。</p> <p>このため、機構は、大都市等において、都市の国際競争力の強化に必要となる経済基盤の確立等に必要不可欠な国家的プロジェクトや都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、これらの実現に向けた基本構想の立案から事業計画策定、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施すること。</p> <p>また、都市再生事業の実施に当たっては、市街地再開発事業、土地区画整理事業、防災公園街区整備事業等による公共空間の創出、都市景観の改善、良質な住宅供給の促進及び緑化の推進等による質の高い生活環境の確保など、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携の下、これらの実現に向けた基本構想の立案から事業計画策定、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施すること。</p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>国際的な都市間競争の激化に対応し、都市の国際競争力の強化と都市の魅力の向上を図るため、大都市等においては、国際都市に向けた環境整備、競争力を強化する交通インフラの整備や老朽化したインフラの対策など、今後の我が国の経済基盤等の確立に必要不可欠な国家的プロジェクトや、土地利用の高度化、都市機能の多様化、交通結節機能の強化、公共空間の創出、都市景観の改善、良質な住宅供給の促進及び緑化の推進等による質の高い生活環境の確保など、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携の下、これら の実現に向けた基本構想の立案から事業計画策定、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施すること。</p> <p>また、都市再生事業の実施に当たっては、市街地再開発事業、土地区画整理事業、防災公園街区整備事業等による公共空間の創出、都市景観の改善、良質な住宅供給の促進及び緑化の推進等による質の高い生活環境の確保など、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携の下、これらの実現に向けた基本構想の立案から事業計画策定、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施すること。</p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>民間事業者等多様な主体との連携の下、各種制度を活用した事業を実施した。また、国家的プロジェクトや拠点駅周辺等において、長期的な視点を持って、コーディネート及び事業を実施した。</p> <p>具体事例は以下のとおり。</p> <p>「うめきたエリア（大阪府大阪市）」においては、国家的プロジェクトとして、産学官連携の下、1期開発事業から多面的・連続的・継続的にエリアに関与し、事業・コーディネートを実施している。中期目標期間には、事業者への土地引渡しを着実に実施することで民間事業者による建築工事の着工や新駅の開業に至ったほか、都心部に大規模なみ</p>	<p>「うめきたエリア（大阪府大阪市）」においては、基盤整備（土地区画整理事業・防災公園街区整備事業）と民間事業者提案による公共空間の一体的整備・施設誘導を図ることで、「みどり」空間と「イノベーション」の融合拠点の形成を着実に推進している。また、近接しながら更新が滞る芝田エリアにおいては、保有地を活用して地域価値向上に資</p>	

<p>整理事業等の各種制度を活用して進める。</p>	<p>どり空間を創出する防災公園の工事に着手し、令和6年度の先行まちびらきに向けて、着実に事業を推進している。</p> <p>「東京駅前・八重洲地区（東京都中央区）」においては、全体開業時には国内最大級の規模となる「バスターミナル東京八重洲」の整備を着実に推進している。令和2年度にバスターミナル運営事業者が公募により決定し、令和4年度に第1期エリアの開業を迎えた。</p> <p>「新橋・虎ノ門エリア（東京都港区）」においては、エリアのまちづくりに多面的に関与してきた。機構が事業主体となり整備を進めてきた虎ノ門ヒルズ駅は、東京メトロ日比谷線が全線開業して以来約56年ぶりの新駅として令和2年6月に暫定開業、令和5年7月に拡張工事完成を迎え、本格開業した。虎ノ門二丁目地区では施行者として市街地再開発事業を着実に推進し、病院棟の竣工と業務棟の建築工事着工に至っている。このほか、愛宕地区の事業計画認可や虎ノ門一丁目東地区の組合設立認可など市街地再開発事業を推進するとともに、当該エリアにおけるエリアマネジメント活動にも参画している。</p> <p>「四谷駅前地区（東京都新宿区）」</p>	<p>する地域活動等を実施している。これらの施策を通じて、関西圏の広域中枢拠点かつ業務・商業の一大集積地にふさわしいまちづくりの実現と更なるエリア価値の向上に貢献している。</p> <p>「東京駅前・八重洲地区（東京都中央区）」においては、駅前に散在するバス停を集約するため、3地区的市街地再開発事業にまたがる大規模なバスターミナルを整備している。各事業の事業主体やスケジュールが異なる中で、参加組合員として参画し、段階的に各地区的バスターミナルを取得し、管理することで、3地区一体の整備・運営を実現し、国際都市東京の玄関口にふさわしい交通結節機能の強化の実現に寄与している。</p> <p>「新橋・虎ノ門エリア（東京都港区）」においては、まちづくりガイドライン等の策定支援から事業・コードィネートの実施、エリアマネジメント活動、組合施行再開発への参画等、多面的・継続的なエリアへの関与により、まちの成長を促し、民間の活発な投資を誘導している。虎ノ門二丁目地区における国際的ビジネス拠点に適した高水準の医療・業務環境整備や、エリアの交通基盤となる新駅の整備を実現することで、交通結節機能を強化し、国際競争力を強化することに貢献している。</p> <p>「四谷駅前地区（東京都新宿区）」</p>
----------------------------	---	--

		<p>においては、市街地再開発事業の施行者として、多数の商店街権利者を含めた官民の多様な権利者との合意形成、計画調整を行い、令和2年1月に施設建築物「コモレ四谷」の竣工に至った。</p> <p>「品川駅周辺エリア（東京都港区）」においては、過年度から継続している駅北周辺地区と駅街区地区に加え、令和5年度に土地区画整理事業認可を迎えた西口地区を合わせた3地区について、事業を着実に推進した。</p>	<p>においては、市街地再開発事業を通じて、東京の中心に位置する四谷エリアにこれまで無かった高機能・大型オフィスを供給し、地域の新たな魅力の創出と賑わい交流拠点の形成を実現した。また、敷地全体に基づ準の1.5倍以上の緑地空間を整備することで、大規模グリーンインフラの構築を実現した。</p> <p>「品川駅周辺エリア（東京都港区）」においては、スケジュールを遵守した各種調整・整備が必要とされている。隣接して施行する再開発事業、環状4号線整備、連立立体交差事業等の事業関係者と、スケジュールを密に調整して事業を推進し、複数の都市基盤整備を一体的に推進することで、「国際交流拠点・品川」の実現に寄与した。</p>	
<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>周辺地域を含む地域全体の活力の源泉である地方都市等においては、地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体等を支援し、地方都市や大都市圏の近郊都市においては、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現に向けた都市構造の再構築を推進する。</p> <p>その際、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体とのパートナーシップの下、観光・産業・子育て・福祉・環境等地域の特性や資源を活かしながら、広域的な視点からまちづくりを推進し、まちづくりの構想の立案、計画づくり、施策の具体化、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディ</p>	<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体等を支援し、地方都市や大都市圏の近郊都市においては、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現に向けた都市構造の再構築を推進する。</p> <p>その際、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体とのパートナーシップの下、観光・産業・子育て・福祉・環境等地域の特性や資源を活かしながら、広域的な視点からまちづくりを推進し、まちづくりの構想の立案、計画づくり、施策の具体化、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディ</p>	<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>地方公共団体とのパートナーシップの下、地方都市が抱える様々な課題の解決に向け、コーディネート及び事業による地方公共団体の支援を積極的に推進し、国が進める「新しいまちづくりのモデル都市」（国土交通省、内閣府）や「ウォーカブル推進都市」（国土交通省）への支援を実施した。</p> <p>具体事例は以下のとおり。</p>	<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>国や地方公共団体等と緊密に連携し、支援実績を積み上げることで、機構の認知度が向上し、地方公共団体からの相談が着実に増加した。また、地方公共団体からの要請に対応できるよう体制等を整備・強化等してきたことにより、それらの多種多様な相談・課題に対し、地域の特性や資源を活かすことを念頭に置き、広域的な視点をもって、各地方公共団体の進めるまちづくりに丁寧かつ的確に対応した。具体的には、まちづくり関連計画の検討、官民連携によるまちづくり組織の立ち上げ等の支援を通して、各地方公共団体が掲げるKPI（重要業績評価指標）の実現に寄与し、中期目標</p>	

<p>施策の具体化等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施すること。</p> <p>ネットを実施するとともに、集約すべき地域への都市機能・居住の誘導、遊休不動産や既存建物の有効活用、機構による土地等の長期保有を含めた低未利用地の再編や老朽建物の再整備等を実施する。</p> <p>また、事業等の実施に当たっては、国や地方公共団体の施策との連携、民間事業者等との連携等を図りながら、機構が有するノウハウ・人材・ネットワークを活用して進める。</p>	<p>「長岡市中心市街地（新潟県長岡市）」においては、機動的な土地取得・保有等により市主導のまちづくりを支援・補完し、施行者として市街地再開発事業を推進している。令和3年度に建築工事に着手し、令和5年7月には、再開発事業で整備する「米百俵プレイス」が開業した。また、隣接街区においては令和2年度に土地を取得した。</p> <p>「広島市基町相生通地区（広島県広島市）」においては、市街地再開発事業の代表施行者として事業を推進し、中期目標期間中に都市計画決定、施行認可及び権利変換計画認可に至った。</p> <p>「福山駅前地区（広島県福山市）」においては、取得した土地において、民間事業者が建物のリノベーションを行った宿泊施設が開設され、地元のまちづくり機運を醸成した。また、「居心地がよく歩きたくなるまちなか」の実現に向けて、公共空間や空き地を活用した社会実験を実施している。</p>	<p>期間において130の地方公共団体の支援を実施した。</p> <p>「長岡市中心市街地（新潟県長岡市）」においては、面的かつ継続的に事業・コーディネートを実施している。エリアの核となる市街地再開発事業を着実に推進することで、市がまちの活性化の柱として展開している「まちなか型公共サービス」の実現及び中心市街地の活性化に貢献している。また、隣接街区で取得した土地の活用方策を地元主導かつ持続可能なまちづくりへの転換に寄与するよう検討を進め、市の目指すまちづくりの実現に貢献している。</p> <p>「広島市基町相生通地区（広島県広島市）」においては、原爆ドーム周辺の景観の改善や、事業区域内に位置する変電所の機能中断を伴わない直接移転・更新など、まちの複数課題を一体的に解消する事業スキームを提案・構築し、官民連携による都心再生のリーディングプロジェクトとして市街地再開発事業を推進している。これらを通じて、市の目指すまちづくりの実現に寄与している。</p> <p>「福山駅前地区（広島県福山市）」においては、策定支援を行った「福山駅前再生ビジョン」の実現に向け、土地を取得・保有し、民間事業者の初期投資や土地保有リスクを低減することで、リノベーションによるまちづくりの推進を支援している。また、公共空間や空き地を活用した官民連携による社会実験を実施することで、「居心地がよく歩</p>	
---	---	--	--

		<p>「荒尾市街地地区（熊本県荒尾市）」においては、土地区画整理事業の技術支援を行い、競馬場跡地の土地利用転換を着実に推進している。また、市のまちづくり基本構想策定の検討等に係る各種支援を行っている。</p> <p>長野県においては、機構が立ち上げ支援を行った、公・民・学が連携したプラットフォーム「信州地域デザインセンター（UDC信州）」が令和元年度に設立された。機構も構成員として参画し、県と連携しながら県内市町のまちづくり支援を実施しているほか、長野県に職員を派遣してUDC信州に係る施策を全面的にバックアップしている。</p>	<p>「きたくなるまちなか」づくりに向けた機運醸成を行い、エリア価値の向上に寄与している。</p> <p>「荒尾市街地地区（熊本県荒尾市）」においては、市が掲げるウェルネスタウンの実現に向けて、土地区画整理事業を受託したほか、各種都市機能立地の誘導支援やスマートシティ推進構想の実現に寄与している。機構のノウハウを活かして市の目指すまちづくりの実現に貢献し、首長からも高い評価を受けている。</p> <p>長野県においては、全国初の広域型UDCであるUDC信州について立ち上げの段階から支援し、現在に至るまで構成員として参画している。設立以降33エリア53プロジェクトを支援し（R5年度末時点）、県が目指す地域特性を活かした魅力的なまちづくりの推進に寄与している。</p>	
<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>自然災害の頻発化・甚大化、密集市街地の存在、南海トラフ地震、首都直下地震等の発生の危険性の高まり等災害に係る課題が存在しており、大規模な自然災害等が発生した場合における都市の人的被害・経済的被害の最小化や都市機能の安定的な継続性の確保を図るために、地方公共団体等を支援し、密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域においては、地方公共団体等と連携の上、道路・防災公園等のインフラ整備、老朽化したマンション等住宅・建築物の更新などによる耐震化、ターミナル駅周辺等の帰宅困難者対策、備蓄物資等を確保した災害に強い拠点の整備など、都市の防災性の向上や減災対策を推進することが必要である。</p> <p>このため、機構は、都市災害に対する脆弱性の克服のため、密集市街</p>	<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>都市災害に対する脆弱性の克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るために、地方公共団体等を支援し、密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域においては、地方公共団体等と連携の上、道路・防災公園等のインフラ整備、老朽化したマンション等住宅・建築物の更新などによる耐震化、ターミナル駅周辺等の帰宅困難者対策、備蓄物資等を確保した災害に強い拠点の整備など、都市の防災性の向上や減災対策を推進する。</p>	<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>安全・安心なまちづくりを推進するため、地方公共団体等との適切な連携・役割分担の下、密集市街地の整備改善、防災公園整備や事前防災まちづくりを積極的に推進した。</p> <p>首都圏では東京23区を中心に多数の地方公共団体から要請を受け、多様な事業メニューを活用した密集市街地改善を推進した。関西圏においては、地方公共団体の意欲等を足掛かりとして改善に着手した。中期目標期間において全国19エリア（首都圏17エリア、関西圏2エリア）にて事業を実施した。</p>	<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>防災性向上や減災対策等を推進するため、密集市街地では、地方公共団体等との適切な連携・役割分担の下、老朽木造住宅の密集による建物倒壊や延焼の危険性の高さ、狭隘な地区内道路による住民の避難や緊急車両の進入の困難さ等の各地区の抱える課題に寄り添い、多様な事業メニューを活用した支援を行うことで、整備改善・不燃化促進に大きく貢献した。</p> <p>防災公園の整備によって、安全性に課題がある地域においては避難地が整備され、地域防災力向上に寄</p>	

<p>地等の防災対策の推進が必要な区域において、地方公共団体等と連携し、都市の防災性の向上と減災対策を推進するとともに、東日本大震災における復旧・復興支援等でこれまで培ってきた経験・実績を活かし、南海トラフ地震対策等の事前防災に向けた取組を推進すること。</p> <p>また、マンションの管理者等からの委託を受けた場合において、老朽化等により除却する必要のある分譲マンションの再生に向けたコーディネートを実施すること。</p> <p>また、南海トラフ地震等に備える地方公共団体等に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を踏まえた計画策定や避難施設の配置などに係る支援を通じて事前防災まちづくりを促進する。</p> <p>マンションの管理者等からの委託を受けた場合には、老朽化等により除却する必要のある分譲マンションの再生に向けたコーディネートを実施する。</p>	<p>密集市街地の整備改善に当たっては、協議会や計画策定への支援、避難路等及びこれと一体的な沿道市街地の整備、土地取得等を通じた老朽木造建築物の更新等による不燃化促進や従前居住者用賃貸住宅の整備に加え、生活支援機能の導入等の住環境の向上も含めた総合的な取組を推進する。</p>	<p>防災公園については、中期目標期間中に5地区の整備が完了した。</p> <p>また、南海トラフ地震対策等の事前防災まちづくりの推進が求められている中、中期目標期間において、和歌山県、高知県や徳島県等にて各種支援を実施した。</p> <p>具体事例は以下のとおり。</p> <p>「東池袋エリア（東京都豊島区）」においては、防災公園街区整備事業や木密エリア不燃化促進事業や従前居住者用賃貸住宅の整備といった複数の手法を活用して、区と連携したまちづくりを推進している。機構が整備したとしまみどりの防災公園（イケ・サンパーク）が令和2年度に全面開園したほか、令和3年度には隣接する密集市街地において整備した従前居住者用賃貸住宅が完成、令和5年度には造幣局跡地の一部に誘致した大学が開設した。</p> <p>「弥生町三丁目周辺地区（東京都中野区）」においては、木密エリア不燃化促進事業による機動的な土地取得や主要生活道路の整備等、地区的特性に応じた多様な施策を実施して、安全・安心まちづくりを推進した。特に、機構が実施した土地区画整理事業と従前居住者用賃貸住宅の整備完了を迎えた令和元年度には、弥生町三丁目地区まちびらき式の開催に至った。</p> <p>「大和川左岸エリア（大阪府堺市）」においては、洪水対策を進める国家的プロジェクトとして高規格</p>	<p>与した。</p> <p>また、東日本大震災における復興支援等から得た経験を踏まえ、南海トラフ地震による津波被害を想定した事前防災まちづくりの支援も推進した。</p> <p>これらの結果、防災性向上による安全・安心なまちづくりに関し、中期目標期間において50の地方公共団体の支援を実施した。</p> <p>「東池袋エリア（東京都豊島区）」においては、防災公園の整備を通じた広域防災拠点の形成や密集市街地整備の促進を通じて、まちの安全性向上を実現している。また、防災公園の整備に当たっては、首都圏初のPark-PFIを導入した計画立案の実施や、隣接街区への大学誘致等賛わい創出を通じた地域価値の向上を実現し、まちの複数課題の解消に貢献している。</p> <p>「弥生町三丁目周辺地区（東京都中野区）」においては、狭隘道路と木造建築物が集積しており、発災時の市街地火災等の危険性が高いため、区と協働のうえ、多様なメニューを活用した総合的な支援を行うことで、区の目指す防災まちづくりを推進し、密集市街地の早期改善及び安全性の向上に貢献した。</p> <p>「大和川左岸エリア（大阪府堺市）」においては、洪水対策を進める高規格堤防整備が行われており、ま</p>
--	--	---	--

		<p>堤防整備が行われている。機構はこれと連携した土地区画整理事業を施行者として着実に推進している。また、令和4年度には、行政からの要請に基づき土地取得を行った。</p> <p>「美波町（徳島県）」においては、町と締結した協力協定に基づき、高台造成及び防災公園整備等の技術支援を行ってきた。また、令和3年度には地元における技術支援の拠点等として活用するサテライトオフィスをオープンし、令和5年度にはハード面支援の継続に加え、住民の防災意識向上につながるワークショップ等を開催した。</p>	<p>たこれに併せて令和元年度まで高速道路の整備が行われていたところ。機構は当エリアの整備に初期段階から参画し、これらと連携した土地区画整理事業を着実に推進している。また、高規格堤防整備への活用を目的とした土地取得を行うなど、国家的プロジェクトと一体化した安全・安心まちづくりの推進により、地域の防災・減災に寄与している。</p> <p>「美波町（徳島県）」においては、安全・安心な暮らしを実現する防災への施策とサテライトオフィスの誘致をはじめとする過疎地域振興の施策が推進されている。機構のノウハウを活かした技術支援を通じて津波防災まちづくりを推進するとともに、サテライトオフィス設置により市の目指す過疎地域活性化への貢献を企図している。</p> <p>以上により、中期目標期間における所期の目標を達成していることから、B評定とする。</p>	
	<p>これまでの経験や専門知識を活かしつつ、都市政策上の課題解決に資する都市再生を推進するため、中期目標期間中に 330 地区においてコーディネート及び事業を実施し、中期目標期間以降も含めて、将来的に 1 兆 8,000 億円規模の民間建築投資を誘発し、3 兆 6,000 億円規模の経済波及効果を見込む。</p>			

#### 4. その他参考情報

無し。

## 1. 当事務及び事業に関する基本情報

I	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (2) 災害からの復旧・復興支援							
	業務に関連する政策・施策				当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）		都市再生機構法第 11 条等	
当該項目の重要度、難易度		—				関連する政策評価・行政事業レビュー		

## 2. 主要な経年データ

指標等	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	予算額（百万円）	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	
機構の働きかけによる啓発活動の実施回数（計画値）	50 回	—	10 回	予算額（百万円）	122,463	133,795	99,907	69,348	116,007					
機構の働きかけによる啓発活動の実施回数（実績値）	—	—	27 回	18 回	34 回	37 回	45 回	決算額（百万円）	112,424	101,046	70,383	76,643	87,572	
達成率	—	—	270%	180%	340%	370%	450%	経常費用（百万円）	171,372	122,341	98,802	61,583	105,745	
復旧・復興に資する機構との関係構築を行った地方公共団体等の数（計画値）	50 団体	—	10 団体	経常利益（百万円）	7,835	47,270	6,284	7,154	1,706					
復旧・復興に資する機構との関係構築を行った地方公共団体等の数（実績値）	—	—	18 团体	13 团体	14 团体	13 团体	13 团体	行政コスト（百万円）	171,496	122,639	98,939	61,779	105,991	
達成率	—	—	180%	130%	140%	130%	130%	従事人員数（人）	752	773	782	785	777	

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

## 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
(2) 災害からの復旧・復興支援  南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのあるなか、大規模な自然災害等が発生した場合における被災地域の復旧・復興を円滑に実施することが必要である。  このため、機構は、東日本大震災における復旧・復興支援等でこれまで培ってきた経験・実績や保有する専門性、ノウハウを活かし、次の取組を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"><li>・災害が発生した場合において、復旧・復興を促進するため、国等からの要請・依頼に応じ、発災後の初動対応、復興に係るコーディネート等に積極的に取り組むこと。</li><li>・災害発生時の迅速な対応が可能となるよう、人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を行うとともに、復旧・復興支援に取り組むことができる機構の組織体制を構築すること。</li><li>・地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、事前防災、復旧支援及び復興支援に係る研修や啓発活動、復旧・復興に資する機構と地方公共団体等との関係構築を行うこと。</li></ul>	(2) 災害からの復旧・復興支援  南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのあるなか、国、関係機関との連携の強化を図り、地方公共団体等に対し機構の事前防災及び復旧・復興支援に係る啓発活動を行うとともに、災害発生時には地方公共団体に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を活かした積極的な支援を行う。 <ul style="list-style-type: none"><li>・災害が発生した場合において、復旧・復興を促進するため、国等からの要請・依頼に応じ、発災後の初動対応、復興に係るコーディネート等に積極的に取り組むこと。</li><li>・災害発生時の迅速な対応が可能となるよう、人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を行うとともに、復旧・復興支援に取り組むことができる機構の組織体制を構築すること。</li><li>・地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、事前防災、復旧支援及び復興支援に係る研修や啓発活動、復旧・復興に資する機構と地方公共団体等との関係構築を行うこと。</li></ul>	<p>＜主な定量的な指標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構の働きかけによる啓発活動の実施回数 50回</li> <li>・復旧・復興に資する機構との関係構築を行った地方公共団体等の数 50団体</li> <li>・その他指標</li> <li>・被災地方公共団体への被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、応急仮設住宅建設支援要員その他職員派遣数</li> <li>・被災地方公共団体との間で締結した発災後支援に係る協定等の件数</li> <li>・災害発生に伴い被災地方公共団体から要請を受けた災害復興等のコーディネート及び事業(災害発生に伴い被災地方公共団体からの要請に基づく市街地整備、災害公営住宅の建設等)の実施地区数等</li> <li>・災害発生時の迅速かつ円滑な復旧・復興支援のための機構職員に対する訓練、研修等の実施回数</li> </ul> <p>＜評価の視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時には、地方公共団体に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を生かした積極的な支援を行ったか。</li> <li>・国・関係機関との連携の強化を図り、地方公共団体等に対して事前防災及び復旧・復興支援に係る啓発活動を行ったか。</li> <li>・これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、地方公共団体等と、関係部局間における連絡体制の構築等復旧・復興に資する関係を構築したか。</li> </ul>	<p>＜主要な業務実績＞</p> <p>＜主な定量的な指標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構の働きかけによる啓発活動の実施回数 161回</li> <li>・復旧・復興に資する機構との関係構築を行った地方公共団体等の数 71団体</li> <li>・その他指標</li> <li>・被災地方公共団体への支援職員の派遣数 延べ561人・日</li> <li>・被災地方公共団体との間で締結した発災後支援に係る協定等の件数 1件</li> <li>・災害発生時の迅速かつ円滑な復旧・復興支援のための機構職員に対する訓練、研修等の実施回数 43回</li> </ul>	<p>＜評定と根拠＞ I-1-(2)</p> <p>評定：A</p> <p>＜評価の概要＞</p> <p>災害対応に関しては、頻発化、激甚化する災害の傾向や、地方公共団体等における課題を見極めながら、機構に求められる役割を常に意識して各種支援内容を強化してきた。</p> <p>災害対策基本法上の指定公共機関の指定を受け、令和2年度には本社、中部、西日本、九州支社に災害対応に係る独立した組織を設置した。また、発災時に派遣する職員を事前登録する「災害対応支援登録者制度」の創設や、定期的な訓練や研修を通じて教訓・ノウハウを継承することで、地方公共団体等への支援要請を受けた際に、迅速に対応できる組織体制も構築した。</p> <p>災害からの復旧支援について、豪雨災害等の頻発化や地方公共団体における災害対応職員の不足等を踏まえ、令和元年東日本台風対応を契機に住家の被害認定業務支援を開始した。令和2年度の内閣府との連携協定締結後は内閣府に帯同した支援であったが、豪雨や地震等での支援を通じ、体制構築とノウハウの蓄積を進め、機構単独で支援を行うまでに至った。また、発災後の二次災害防止から被災者生活再建まで幅広い支援が可能となり、中期目標期間においては事前登録された職員を中心に延べ561人・日を派遣し、被災自治体を支援した。支援に当たっては、要員としてだけではなく、被災地で現場を統括(マネジメ</p>	評定	評定	評定	評定

<p>① 災害からの復旧支援</p> <p>災害が発生した際には、窓口を通じた情報収集や支援準備等初動対応</p>	<p>① 災害からの復旧支援</p> <p>災害からの復旧支援においては、発災前や直後から、地方整備局への</p>	<p>ント)する立場で支援を行い、被災者の迅速な生活再建支援に貢献するとともに、支援を通じて得た知見は啓発活動を通じて地方公共団体等へ提供することで高い評価を得た。</p> <p>災害からの復興支援について、前中期目標期間から平成 28 年熊本地震等の支援を継続するとともに、令和元年東日本台風において災害復旧工事マネジメント業務を実施し、円滑な業務推進により復旧工事の早期完了に貢献した。また、令和 3 年度の機構法改正を含む流域治水関連法の整備により施行可能となった防災集団移転促進事業について、治水に課題を抱える地方公共団体からの相談対応を受け、江の川水系においては治水計画と機構の強みであるまちづくりを一体的に推進するマスタープランの策定や改訂に貢献し、茨城県大洗町では防災集団移転促進事業の実施に向けた計画策定や国や町、地元権利者等の調整等を支援することで事業推進に貢献し、高い評価を得た。平時においては、復旧・復興に資する地方公共団体等との関係構築 (71 団体 (達成率 142%)) を積極的に行うとともに、関係構築先のニーズを汲み取り、地方公共団体の地域性などに応じたメニューを提供することで研修の提供の機会が増加し、計画値を大幅に上回る計 161 回 (達成率 322%) の研修・啓発活動を実施した。</p> <p>＜具体的な事例・評価＞</p> <p>① 災害からの復旧支援</p> <p>前中期目標期間から実施していた危険度判定支援などに加え、豪雨</p>	
---	---	---	--

<p>を図る。また、国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設支援要員の派遣等の支援を迅速に行うとともに、応急借上げ住宅としてのUR賃貸住宅（機構が供給し、管理する賃貸住宅をいう。以下同じ。）の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供等を行う。</p>	<p>リエゾン派遣や内閣府・国土交通省・地方整備局へのメール等による情報収集を迅速に実施し、大規模災害時には職員延べ526人・日による支援を実施したほか、被災者向けにUR賃貸住宅を提供した。具体的な事例は以下のとおり。</p> <p>令和元年東日本台風においては長野県へ国土交通省住宅局リエゾンを派遣（延べ38人・日）し、長野県長野市に対しては調査員として住家の被害認定業務支援（延べ21人・日）を実施したほか、長野県佐久地域において災害復旧工事マネジメントに係る先遣職員を派遣（延べ57人・日）した。</p> <p>令和2年7月豪雨、福島県沖を震源とする地震（令和3年、令和4年）、令和3年8月の大雨、令和4年8月3日からの大雨、令和5年梅雨前線等による大雨においても住家の被害認定業務支援として被災県が主催する市町村向け説明会で講義を実施したほか、令和3年7月3日からの大暴雨においては静岡県熱海市へ、令和4年8月3日からの大雨においては山形県飯豊町へ調査計画策定支援を実施した。また、令和5年梅雨前線による大雨においては秋田県秋田市へ調査の効率化に向けた助言等の支援を実施し、令和6年能登半島地震においては石川県内市町村の調査の進捗管理、個別質疑への対応等を実施（延べ55人・日）した。</p> <p>令和6年能登半島地震においては、上記に加え、応急仮設住宅建設支援（延べ252人・日）、被災宅地危険度判定広域支援（延べ21人・日）を実施したほか、被災者に向けてUR賃貸住宅を9戸提供した。</p>	<p>災害が増える一方で地方公共団体における災害対応職員の不足等も踏まえ、令和元年東日本台風対応を契機とした住家の被害認定業務支援など新メニューを積極的に導入し、二次災害防止から生活再建まで幅広い支援を実施した。また、事前登録された職員を中心に延べ526人・日を派遣し、被災地に地方公共団体から多くの調査員や判定士が派遣されるなか、現場の統括（マネジメント）を中心に支援を実施し、被災者の迅速な生活再建に寄与した。</p> <p>具体的には、令和元年東日本台風においては、国土交通省住宅局リエゾンとして長野県へ2名体制で職員を派遣した。また、風水害においても機構の専門性を発揮した支援が実施できるよう、住家の被害認定調査に係る支援を初めて実施するとともに、被災者向けに220戸のUR賃貸住宅を用意し、うち28戸が契約に至った。</p> <p>令和2年3月政府の検証レポートに、機構が行う住家の被害認定業務支援の有用性が記載されたことを踏まえ、内閣府と連携体制を構築のうえ、複数の災害において被災県が主催する当該業務に係る被災市町村向け説明会にて講義等の支援を実施してきた。</p> <p>令和3年7月の大雨では内閣府へ随行する形で静岡県熱海市へ、令和4年8月3日からの大雨では山形県飯豊町へ初めて機構単独で調査計画策定に係る支援を実施し、それぞれの市よりお礼状を受領するなど、被災者の早期生活再建に大きく寄与した。</p> <p>令和5年梅雨前線等による大雨</p>
--	--	---

		<p>においては、住家被害が5,000棟を越え調査に時間を要していた秋田県秋田市へ、内閣府と調整のうえ、これまでの支援を通じて培った機構の経験・ノウハウを活かし、被害認定調査の効率化に係る助言等の支援を実施し、調査期間の短縮に貢献した。</p> <p>令和6年能登半島地震においては、発災日の元日から国等と連絡を取り合い、迅速に初動体制を構築し、石川県に対して中期目標期間中に派遣実績のなかった応急仮設住宅建設支援（職員延べ252人・日）、被災宅地危険度判定広域支援（石川県内灘町、宝達志水町、羽咋市。21人・日）を実施するなど、平成28年熊本地震を上回る職員を派遣する見込み。</p> <p>また、被災者に向けて、生活支援アドバイザーを配置したUR賃貸住宅300戸を用意し、うち9戸が契約に至った。</p>	
<p>② 災害からの復興支援</p> <p>これまでの復興支援の経験を活かし、国等からの要請・依頼があった場合は、復興に係るコーディネート等積極的な支援を行う。</p> <p>また、平成28年熊本地震にかかる災害公営住宅の建設等については、被災市町の意向を踏まえ、迅速かつ適切に実施する。</p>	<p>② 災害からの復興支援</p> <p>平成28年熊本地震における災害公営住宅の円滑な整備及び土地区画整理事業の円滑な推進に向けた人的支援のほか、平成28年台風第10号により被災した岩手県岩泉町や糸魚川市駅北大火のあった新潟県糸魚川市における復興まちづくりのための人的支援を実施した。</p> <p>令和元年東日本台風では、長野県佐久地域において、国や県、市等の多様な主体が発注する道路・河川・橋梁・上下水道等の1,200箇所を超える復旧工事を迅速かつ円滑に実施するため、機構の東日本大震災からの復興支援におけるコンストラクション・マネジメントの経験を基</p>	<p>② 災害からの復興支援</p> <p>前中期目標期間の支援を継続するとともに令和元年東日本台風においては災害復旧工事マネジメント業務を実施した。また、機構法改正で施行が可能となった防災集団移転促進事業の相談対応を通じて流域治水に積極的に関与した。令和6年能登半島地震については、国土交通省の要請に基づき、被災市町に対し復興まちづくりの検討支援を開始した。</p> <p>具体的には、平成28年熊本地震においては、4市町と協定を締結して災害公営住宅の円滑な整備を支援し、令和2年3月までに機構が整備した全12地区453戸が完成した。</p>	

		<p>に、長野県や佐久市等と「長野県佐久地域における災害復旧・復興まちづくり支援に関する協定」を締結し、多種多様な復旧工事間の横断的な調整（以下「災害復旧工事マネジメント業務」という。）を令和3年9月まで実施した。</p> <p>令和3年度に流域治水関連法が整備され、防集法（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律）と機構法の改正により、機構は全国の地方公共団体からの委託による防災集団移転促進事業の実施が可能となった。令和3年4月、江の川水系においては、国・島根県・広島県・沿川市町により設置された「江の川流域治水推進室」と機構の間で河川整備とまちづくりの一体的推進を目的とした覚書を交換し、技術的支援を開始した。機構は沿川市町や地元の意向を踏まえた指針作成を支援し、同推進室は令和4年3月に「治水とまちづくり連携計画（江の川中下流域マスタープラン）【第1版】」を全国に先駆けて策定・公表した。令和4年度は地区別計画の策定及び事業推進等の支援を実施した。</p> <p>また、治水対策に課題を抱える地方公共団体からの相談対応を開始し、令和5年2月、茨城県大洗町（那珂川水系涸沼川）と法改正後初となる防災集団移転促進事業の受委託契約を締結し、まちづくりや事業推進に向けた助言や同事業の計画立案や大臣同意に向けた国との調整等の支援等を実施している。</p> <p>令和6年能登半島地震においては、国土交通省都市局の要請に基づき、都市局リエゾンとして被災公共団体に対する情報収集を実施して</p>	<p>熊本県益城町においては、震災復興土地区画整理事業の施行者である熊本県と平成30年4月に締結した協定に基づき、職員2名を県の復興事務所に派遣し、同事業の円滑な推進に向けた技術的な助言等を実施した。また、平成28年台風第10号により被災した岩手県岩泉町や糸魚川市駅北大火のあった新潟県糸魚川市への職員派遣を継続し、復興まちづくりに係る技術提供等の支援を行った。</p> <p>長野県佐久地域における災害復旧工事マネジメント業務においては、機構が各会議体等を通じて多数の関係者の災害復旧工事の課題や資材調達に関する情報を集約・共有し、長野県知事から円滑な復旧工事完了への貢献について感謝状を受領した。さらに、当業務の効果と知見を取りまとめる目的で実施した災害復旧支援に係る勉強会における成果をリーフレットとしてとりまとめ、普及活動に活用したほか、国土交通省が主催する「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン検討会」において、好事例として紹介された。</p> <p>令和3年度は学識経験者等による「佐久地域を例とした災害復旧支援に係る勉強会」を設置し、令和4年3月に本業務の効果や他地域での活用に向けた留意点等をとりまとめたリーフレットを作成し記者発表した。また、令和3年度から国土交通省が実施する「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン検討会」に委員として参画するとともに、同勉強会の成果を提供し、令和4年度にはガイドライン及びeラーニング資料に掲</p>	
--	--	--	--	--

		<p>いる（職員延べ35人・日）。</p>	<p>載された。</p> <p>流域治水への対応として、「江の川流域治水推進室」への技術的支援においては、「治水とまちづくり連携計画」策定への貢献により同推進室から感謝状を受領した。大洗町への相談対応においては、これまでの機構の支援に対し感謝の意を表され、「URの継続的な支援に関する要請文」を令和5年1月に受領の上、令和5年2月に法改正後初となる防災集団移転事業の受委託契約を締結し、同町の事業の推進に向けた支援を実施した。</p> <p>令和6年能登半島地震においては、首相官邸より「被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ」が公表されたことを踏まえ、国土交通省都市局の要請に基づき、都市局リエゾンとして石川県、石川県輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、志賀町、七尾市、内灘町に対し復興まちづくりの検討状況や機構の支援の可能性に係る情報収集のために職員を派遣している（延べ35人・日）。</p>	
<p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>災害の発生に備え、内部研修等を通じて復旧・復興支援に対応できる人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を図るとともに、災害発生時に復旧や復興初動期の支援を迅速に実施できる機構内の体制を確保する。</p> <p>また、地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、地方公共団体等に対し、事前防災、復旧支援及びコンストラクシ</p>	<p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>令和元年7月に災害対策基本法に基づく指定公共機関に指定され、地方公共団体等に対して積極的な支援を行うために、災害対応支援要員の登録制度や災害復旧支援対応マニュアルの制定、内閣府との連携協定締結、支社への人員配置等による体制の整備を実施した。また、発災発生時の迅速かつ円滑な復旧・復興支援のための機構職員に対する訓練、研修等を43回実施し、災害時に円滑に対応できる体制を強化し</p>	<p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>災害対策基本法上の指定公共機関に指定されたことなどを踏まえ、令和2年4月には本社・中部・西日本・九州支社に災害対応支援に関する専属組織を設置し、令和3年4月から近年豪雨災害が頻発している九州支社に人員を配置した。</p> <p>発災後に速やかに被災地へ支援職員を派遣できるよう「災害対応支援登録者制度」約600名の職員を災害対応支援要員として予め指名登録するとともに、令和4年6月には</p>		

<p>ヨン・マネジメント方式（CM方式）を含む復興支援に係る研修や啓発活動を50回実施することに加え、50団体の地方公共団体等と、関係部局間における連絡体制の構築等復旧・復興に資する関係を構築する。</p>	<p>ている。</p> <p>啓発活動では、東日本大震災の教訓等についての講義や災害復旧工事マネジメント業務についての講義、住家の被害認定業務説明会における講義、被災宅地危険度判定講習会における講義、内閣府が主催する研修における講義等を関係構築先のニーズに対応して実施し、中期目標期間の計画値を大きく上回る161回（計画値対比322%）の啓発活動を行い、地方公共団体等の災害対応力向上へ寄与した。</p> <p>関係構築については、地方整備局や過去の被災県、南海トラフ巨大地震被害想定エリアに位置する都道府県等を中心に71団体（計画値対比142%）と新規の関係構築を進め、既に関係を構築している団体のニーズに対応した研修や講義の実施、また共同研究の継続等により、復旧・復興に資する機関との連携を強化している。</p>	<p>「復興初動期計画調整マニュアル」を改訂し、大規模災害発生時に、より迅速かつ円滑に復興支援を行うための手続きを明確化したほか、令和6年3月には過去の大規模災害における教訓やノウハウ等の機関が持つ独自の技術力を次世代へ継承していくことを目的に「復興事業等継承者登録制度」を制定した。</p> <p>人材育成やノウハウの蓄積・継承については、住家の被害認定業務研修や危険度判定士養成研修などの災害対応支援要員を育成・登録する研修の実施、近畿市町村災害復旧相互支援機構への派遣候補者向け研修への参加、また令和4年度からは復興事業研修、大規模造成工事人材育成研修を実施した。なお、発災に備えた研修以外にも、地区防災計画に関するパネルディスカッションや災害対応全般に対する基礎研修、関連会社職員に向けた防災訓練企画立案研修等、新規の研修を企画・実施した。</p> <p>事前防災、復旧及び復興支援に係る啓発活動については、災害復旧工事マネジメント業務から得られた知見や東日本大震災の教訓、流域治水への関与を通して得られたノウハウ等を活用し、内容の充実を図った。令和4年度以降は、計21回の啓発活動において、東日本大震災の教訓等を活用した。</p> <p>また、内閣府主催の「防災スペシャリスト養成研修」において密集市街地整備事業の講義を、「地区防災計画研修会」において地区防災計画策定支援経験についての講義を実施し、東北地方整備局主催の会議体において、防災集団移転促進事業に係る知見等の講義を実施するなど、</p>
---	--	--

		<p>機構の都市再生や賃貸住宅管理業務等で得られた経験や知見を活用した啓発活動を実施し、特に公共団体のニーズが高かった機構の事前防災から復興に至るまでの豊富な支援経験に基づく研修8種をパッケージ化し「UR防災研修プログラム」として案内を開始した。</p> <p>復旧・復興に資する関係構築については、全地方整備局、全都道府県をはじめとする71の団体と発災時の連絡体制を構築した。また、平時における相互の災害対応力の向上に関する意見交換において機構に求められる役割を常に確認することで、特にニーズの高かった事前防災・復旧・復興に係る機構のノウハウを活かした研修のパッケージ化に至った。さらに関係構築済団体とは、研修のほかにも共同研究の実施や訓練への協力、イベントへの参画など、互いの強みを活かした連携を強化した。</p> <p>以上により、定量目標の計画値を大幅に達成したことに加え、平時から災害対応に係る関係構築や体制整備を着実に進めるとともに、復旧支援メニューを順次拡充し、能登半島地震をはじめとする大規模災害に迅速かつ確実に対応し、さらにその支援経験を啓発活動として広く普及する取組を行ってきたことから、A評定とした。</p>	
--	--	---	--

#### 4. その他参考情報

無し。

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
I	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (3) 都市開発の海外展開支援							
業務に関連する政策・施策						当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）		都市再生機構法第11条2項6号等
当該項目の重要度、難易度		-				関連する政策評価・行政事業レビュー		

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	予算額（百万円）	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
海外の都市開発事業等 に関して締結した 協定・覚書の件数 (計画値)	10件	—	2件	2件	2件	2件	2件	122,463	133,795	99,907	69,348	116,007	
海外の都市開発事業等 に関して締結した 協定・覚書の件数 (実績値)	—	—	2件	3件	2件	2件	5件	112,424	101,046	70,383	76,643	87,572	
達成率	—	—	100%	150%	100%	100%	250%	171,372	122,341	98,802	61,583	105,745	
								7,835	47,270	6,284	7,154	1,706	
								171,496	122,639	98,939	61,779	105,991	
								34	39	43	42	41	

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

## 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
(3) 都市開発展開支援  海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るために、民間投資を喚起し持続可能な成長を生み出すための我が国成長戦略・国際展開戦略の一環として、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号）第6条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るために、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら協力し、地区開発マスタートップラン策定等のコーディネートを行うとともに、業務に必要な人材の確保・育成を行うこと。  このため、機関は、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進するため、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら協力し、地区開発マスタートップラン策定等のコーディネートを行うとともに、業務に必要な人材の確保・育成を行うこと。  これらの実施に当たっては、機関がこれまで蓄積してきた都市開発のノウハウ等を活用しつつ、関係府省、我が国事業者及び関係公的機関との連携を推進し、効果的に我が国事業者の参入を促進し、10件の海外の都市開発事業等の協定・覚書を締結する。	(3) 都市開発の海外展開支援  民間投資を喚起し持続可能な成長を生み出すための我が国成長戦略・国際展開戦略の一環として、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号）第6条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るために、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら協力し、地区開発マスタートップラン策定等の業務を行うとともに、業務に必要な人材の確保・育成を行った。  これらの実施に当たっては、機関がこれまで蓄積してきた都市開発のノウハウ等を活用しつつ、関係府省、我が国事業者及び関係公的機関との連携を推進し、効果的に我が国事業者の参入を促進し、10件の海外の都市開発事業等の協定・覚書を締結する。	<p>・海外の都市開発事業等に関して締結した協定・覚書の件数 10件</p> <p>・機関の海外展開支援に関する研修・視察の受入れ件数</p> <p>・海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進するため、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら協力し、地区開発マスタートップラン策定等の業務を行うとともに、業務に必要な人材の確保・育成を行ったか。</p>	<p>・海外の都市開発事業等に関して締結した協定・覚書の件数 14件</p> <p>・機関の海外展開支援に関する研修・視察の受入れ件数 223件</p> <p>海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（海外インフラ展開法）により新たに機関に付加された海外展開支援業務について、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入促進を効果的に進めるため、国内関係機関や日本企業等と緊密な連携を図り業務を進めた。その結果、海外のカウンターパートと関係構築が着実に進み、14件の海外の都市開発事業等に関する覚書を交換した。また、海外カウンターパートが実施を目指す各プロジェクトの事業化検討支援を実施した。さらに、日本企業向けのセミナーなどによる情報提供を通じて我が国事業者の参入を推進した。</p>	<p>・評定と根拠 I-1-(3) 評定：A</p> <p>・評価の概要 海外の都市開発事業における我が国事業者の参入に向けた環境整備に向けて、機関の知見を活用しつつ、国土交通省やJICA、JOINなど国内関係機関との連携や、官民プラットフォームであるJ-CODEの枠組みを活用しながら、都市開発分野における各国の多様なニーズに応じた支援を進めてきた。 支援に当たっては、都市開発に関する経験・知見を総動員し、各地区における都市開発上の課題の多様性及び相手国機関の意思決定手順の特性等も踏まえたオーダーメイド型の提案を行い、関係構築や事業進捗に当たって綿密な意思疎通を重ねながら最適解を模索し、相手国機関からの理解及び信頼の獲得につなげた。また、中期目標期間中は、コロナ禍により海外渡航を実質的に停止せざるを得ない期間もあったが、相手国機関との連携に支障をきたす状況下を乗り越えるべく、ウェブ会議等を駆使して相手国機関との協議を途切れることなく重ねた。また、オーストラリアでは機関初となる海外事務所をシドニーに開設し、コロナ禍においても継続的かつ有用な支援を行うことで、新規案件の発掘や関係構築の強化を行った。 この結果、定量目標である協定・覚書の件数は計画値を大幅に超える14件の覚書を交換し、我が国事</p>	評定	評定

		<p>具体的な事例は以下のとおり。</p> <p>① オーストラリアでは、平成30年度に西シドニー新空港周辺都市開発「エアロトロポリス」計画（以下「西シドニー地区」という。）の開発支援に係る覚書を交換したニューサウスウェールズ州において、令和2年度に西シドニー空港都市局（現、ウェスタン・パークランドシティ公社（以下「WPCA」という。））からマスター・プラン策定に関するアドバイザリー業務を受託し、西シドニー地区の開発に向けた計画策定支援を進めた。WPCAとのアドバイザリー業務契約は令和3年9月に完了したが、引き続きセミナー等により日本企業参入に向けた情報発信を実施し続け、令和4年度にはWPCAと協力の加速を目的とした覚書を交換した。令和5年3月には西シドニー地区に関心を持つ日本企業を集め、「西シドニー開発情報連絡会」を組成し、セミナー等による情報提供を8回実施した。令和4年度及び令和5年度にはWPCAと協同でシドニー現地セミナーを計2回開催し、日本企業と開発に関する情報提供に加え、豪州企業とのネットワーキングイベントを実施した。これらの支援により令和6年度の先行開発エリア内の初期開発区画の公募に向け、日本企業の進出検討を後押しした。</p> <p>また、令和3年度には機構初の</p>	<p>業者の参入に向けた相手国機関等との関係構築及び、案件形成に向けた推進体制を構築することができた。</p> <p>＜具体的な事例・評価＞</p> <p>① オーストラリアの西シドニー地区は、シドニーの人口増に伴う過密化の緩和や経済成長に対応するため平成28年度にニューサウスウェールズ州政府が打ち出した「シドニー3大都市圏構想」の中核を担う事業であり、計画を進める州政府から、機構の持つ大規模都市開発の知見提供及び日本企業誘致を期待されて支援を開始した。その結果、海外インフラ展開法施行後機構初となる海外機関からのアドバイザリー業務を匿名随意契約で受託した。</p> <p>業務完了時には機構の支援について高い評価を得たことから、アドバイザリー契約終了後も引き続きWPCAへの支援を続け、日本企業参入に向けた情報発信を続けた。これらの継続的な支援が引き続きWPCAに高く評価された結果、令和4年度のWPCAと覚書交換につながり、両者の協力関係をより一層加速させた。これは、機構の支援の価値が証明されたものとして評価できる。</p> <p>令和5年3月に機構が独自に組成した西シドニー開発情報連絡会は、J-CODE会員をはじめ、会員以外の日本企業等にも積極的にアプローチした結果、64者（R6.3時点）の参加につながった。また、2回にわたるシドニー現地セミナー及びネットワーキングイベントの開催は、日本企業延べ36社84名に加</p>	
--	--	--	--	--

		<p>海外事務所となる「シドニー事務所」を開設した。シドニー事務所は西シドニー地区の開発支援に留まらず新規案件形成の窓口として、職員3名（R6.6時点で2名）が駐在し、WPCAをはじめとした相手国機関への支援活動や、情報発信、新規の案件形成に向けた業務を実施している。</p> <p>西シドニー地区での支援はオーストラリアにおける機関の認知度向上につながり、令和5年2月にはビクトリア州政府からメルボルンの都市開発について相談があった。州政府はメルボルン市域の鉄道網の整備を契機とした再開発を検討しており、その成功事例として日本の都市開発、特に日本における機関の役割に着目し、シドニー事務所にも相談のために訪問した。意見交換を重ねた結果、州政府は機関の知見を活かした技術的支援及び日系企業の参画支援について協力を求め、令和6年3月に新たに州政府とメルボルンでの都市開発に係る協力関係の構築を目的とした覚書を交換した。</p> <p>② タイでは、バンコクのクルンテープ・アピワット中央駅周辺地区（以下「バンスー地区」という。）におけるタイ国鉄所有地の大規模都市開発について、平成28年にタイ運輸省から日本の国土交通省に日泰連携開発を要請され、機関も参加し検討を開始した。令和2年度に国土交通省、タイ運輸省、タイ国鉄との4者で協力覚書を交換し、計画策定等に係る支援を政府間協力の枠組みで実施す</p>	<p>えオーストラリア企業14社27名が参加し、延べ88回の日豪企業の個別面談が実現したことにより、日本企業の当開発への関心を高めるとともに、オーストラリア企業からの日本企業との連携に対する期待にもつながった。</p> <p>令和3年度のシドニー事務所の設置は、WPCAへの支援体制の強化や情報発信、新規案件の発掘、関係構築の強化を図る拠点として機能し、相手方の課題やニーズを含む様々な情報が迅速かつ的確に把握できるようになった。その結果、WPCAへの寄り添う支援が可能となり、WPCAからの高い評価を得たことにもつながった。また、現地での機関の認知度が向上し、ビクトリア州政府からシドニー事務所に協力の相談があるなど、新たな関係構築にもつながった。</p> <p>② タイのバンスー地区は、バンコクの一大交通結節点に相応しいスマートシティの実現を目指すタイ政府の意向により、タイ運輸省及び事業主体のタイ国鉄からの要請を受けて検討を進めているものであり、タイの国家プロジェクトとして社会的意義の高い事業であることから、国土交通省やJICAなどの日本政府関係機関と緊密に連携しながら検討を進めている。その中で、機関は大規模開発の知見に</p>	
--	--	---	--	--

ることに合意した。令和4年6月にはタイ側の幹部や関係機関が参加するステアリングコミッティにおいて、全体開発ビジョンとリーディングプロジェクト計画案を日本側で作成することについて提案し、合意された。これを受け、令和4年9月には日系スマート企業11社によるワーキンググループを組成し、導入可能なスマート要素技術についての提案を取りまとめ、令和5年3月に開発ビジョンとリーディングプロジェクトをタイ側に提案した。令和5年度は日本における公共交通指向型開発（以下「TOD」という。）の事例視察案内や意見交換を重ねたほか、インフラ計画や開発ガイドライン、公募資料の作成を支援するアドバイザリー契約について、令和6年度の締結に向けて協議を進めた。

また、タイの新たな関係構築として、タイの大手民間企業から、タイ国内で手掛けるスマートシティ開発（約1,000ha）のうち新インターチェンジ周辺地区約100haの大規模開発について機構の計画策定への関与を依頼され、令和5年6月に当地区の開発に関する協力覚書を交換した。その後、具体的な技術支援内容及び契約内容について協議を重ね、令和6年1月に当地区の基本構想及び基本計画作成業務の受託契約を締結した。

基づく技術力や日本企業間の調整能力への期待を受け、スマートワーキンググループの組成や提案の取りまとめを行い、民間投資喚起のための開発ビジョンと事業性を踏まえたリーディングプロジェクト計画を作成し、計画実現に向けた条件緩和やスケジュール案も合わせてタイ側へ提案することができた。機構がこれらの計画策定に深く関与することで、日系スマート企業のスマート要素技術の提案など日本の技術を計画に盛り込み、日本企業の参画機会の創出に寄与するビジョンと計画をタイ側へ提案することができた。さらに、これらの提案の実現に向けて、タイ財務省との協議や随意契約等の詳細な協議を重ね、令和6年度のアドバイザリー契約締結とスマートシティ実現に向けた道筋をつけることができた。

これらの支援はタイにおける機構の認知度向上に寄与し、タイの大手民間企業との新たな案件創出につながった。当該タイ大手民間企業が、機構による商業、住宅、公共空間が調和した大規模開発地区の視察を通じて機構に関心を持ったことで、関係構築につながった。海外の民間企業との関係構築の実現は、事業性が強く求められる民間事業者の計画に対しても、機構のノウハウ・技術力が有用であることを示した。覚書に基づき、相手側へのまちづくりコンセプトワードの提案や意見交換を行い、商習慣が異なる中で契約内容の協議を重ね、信頼を得たことで、基本構想及び基本計画作成業務の受託を実現させた。本受託契約は、海外イン

		<p>③ インドネシアでは、ジャカルタ首都圏の国鉄や地下鉄の鉄道駅周辺における TOD プロジェクトの推進を担う公営企業として、令和 2 年 1 月にジャカルタ首都圏交通統合公社 (以下「MITJ」という。) が設立された。MITJ とは、機構が独立行政法人国際協力機構 (以下「JICA」という。) の長期専門家としてジャカルタに派遣していた技術職員との関係をきっかけに、機構が多くの経験、知見を有する TOD に関して意見交換を重ねた。その結果、令和 4 年 1 月に、MITJ がジャカルタ中心部のタナアバン地区で計画する新たな TOD プロジェクトの実現の支援と、機構の TOD に関する経験及び知見の提供による MITJ 職員の能力向上を目的とした覚書を交換した。覚書交換後は MITJ とともに、タナアバン地区の TOD プロジェクトにおいて、事業の実現性や日本企業参画機会の創出を目指した検討を共同で行うとともに、当地区的案件紹介セミナーの開催や日本企業への個別説明を実施し、参画に向けた企業の発掘を行った。令和 5 年 8 月に MITJ による同地区的公募が開始され、機構は J-CODE 会員企業を中心に日本企業 50 社に公募情報の提供を行った。公募の結果、インドネシアの民間企業が落札した。同覚書については、機</p>	<p>ラ展開法施行後に海外の民間企業から都市開発の計画策定業務を受託した初の事例であり、また、成長著しく日本企業の進出意欲が高い東南アジアでの初の受託事例でもある。</p> <p>③ インドネシアでは、ジャカルタ首都圏の交通渋滞が大きな社会課題となっており、TOD の推進は社会課題解決に向けた大きな役割を担っている。そのような背景の中、ジャカルタ首都圏の鉄道駅周辺における TOD にかかる権限と使命を持つ MITJ と、TOD プロジェクトの組成推進に向けて連携を深めていくことは、社会課題を超えていくための大きな社会的意義を持つ。また、MITJ は、親会社であるインドネシア国鉄やジャカルタ都市高速鉄道公社 (MRTJ) が保有する土地などの資産を活用した TOD プロジェクトを検討しており、MITJ との連携は、これまで日本企業の進出が進んでいない公有地での都市開発事業へ日本企業の事業機会を創出するという意味でも意義が大きい。</p> <p>令和 3 年度より検討を進めてきたタナアバン地区では日本企業の参画実現にはつながらなかったものの、高い関心を示した日本企業もあり、機構が事業の実現性を踏まえた技術支援を行った結果として現地の民間企業が落札し、TOD 実現に向けて大きく進展した。信頼関係を着実に積み重ねたことで、機構の技術支援を MITJ 側から高く評価された。その結果、令和 6 年 1 月の覚書更新の際に、これまでの関係を強化し、MITJ が関与実施す</p>	
--	--	---	--	--

		<p>構の支援が評価されたことで、令和6年1月に、機構を日本企業の窓口とすることと、案件の具体化時に日本企業の投資を前提としたアドバイザリー業務の実施を新たに位置付けた上で、2年間協力期間を延長することで覚書を更新し、引き続きTOD案件組成を共同で進めることで合意した。</p> <p>また、MITJへの支援の評判が広まったことで、令和5年7月にはジャカルタ都市高速鉄道公社（以下「MRTJ」という。）との間で、TOD分野における協力関係構築を目的とした覚書を交換し、ジャカルタ首都圏の地下鉄駅周辺におけるTODプロジェクトの具体化及び日本企業参画機会創出に向けた検討を進めることで合意した。</p> <p>④ 中国においては、令和元年7月に中国城市科学研究会（以下「城科会」という。）との間で、日中エコモデルシティに係る協力覚書を交換した。当覚書は、日中政府間における日中エコシティ推進に関する覚書（平成23年6月）を基に交換されたもので、機構は城科会と共同で、中国国内における日中エコモデルシティ建設に向けた支援を進めた。</p> <p>機構は、覚書に基づき城科会と共同でエコモデルシティの建設を目指す中国地方政府を募集し、プロジェクトの選定を進めた結果、大連金普新区が応募した。機構と城科会は大連金普新区が進める日中エコモデルシティ建設に対して計画策定支援を行うことで合意し、令和4年7月に大連金普新区を含めた三者間で協力</p>	<p>るプロジェクトの開発計画段階から機構が関与するとともに、機構が日本企業参画の一元的な窓口として位置づけられたことは、特筆すべき成果と言える。</p> <p>さらに、MRTJとの覚書交換にもつながり、ジャカルタ首都圏におけるTODの計画策定支援につなげることにより、ジャカルタ市内の都市交通分野の課題解決へ大きく貢献し、日本企業の参画機会の創出につながるものとして、相手側は大いに期待している。</p> <p>④ 中国における日中エコモデルシティについて、機構が先導的な開発企画を立案できる知見を有し、かつ公的機関として日本企業を公平中立に参入させられる立場であることから、城科会との覚書交換に至った。この覚書交換によって、中国地方政府からの要請に基づいた日中エコモデルシティ計画策定に関する業務の受託契約が実現し、機構が計画策定に深く関与できるようになることで、日本企業参入の実現性を高めた。このことは、世界一の炭素排出大国である中国において、機構の日中エコモデルシティの計画策定支援を通して、都市開発分野においても様々な日本の技術が気候変動対策に貢献できることを示した。</p>
--	--	--	---

		<p>覚書を交換した。この覚書に基づき、機構は城科会から計画策定支援等業務を受託し、大連金普新区に対して日中エコモデルシティ計画策定支援を、城科会に対して日中エコモデルシティ審査のための評価方法の策定を行った。本計画については、令和5年1月に城科会と共同で開催した外部有識者を交えた審査会にて適格と評価され、大連金普新区に対して日中エコモデルシティ（第1号）に認定された。</p> <p>⑤ このほか、機構が事務局を務める官民プラットフォームの「海外エコシティプロジェクト協議会」（以下「J-CODE」という。）では、活動の活性化のため、令和4年度に「改革アクションプラン」を作成し、「J-CODE 案件の形成」「情報発信」「会員企業の交流・連携」等の活動を強化した。その一環として、在外大使館に向けた株式会社海外都市交通・都市開発事業支援機構（以下「JOIN」という。）との共同による説明会や、在外大使館国土交通省アタッショによる情報共有セミナー、会員間での意見交換及び情報共有を図るため、会員企業、国土交通省、JICA、JOIN、公共団体等約80名が集まる全体交流会等を開催した。また、オーストラリアの西シドニー地区の現地視察セミナーやベトナムワーキングにおけるホーチミン不動産協会との民民マッチングセミナーの開催など、日本企業の海外進出に向けた支援を積極的に実施した。さらに、J-CODE のホームページ及びリーフレットをリ</p>	<p>⑤ 官民プラットフォームの J-CODE では、「改革アクションプラン」を着実に実行し、会員企業へのきめ細かな意見交換等を通じた会員企業の要望の汲み上げと、在外大使館との関係構築を進めた。その結果、会員企業が現地の大使館を通じて相手国への日本の PR や事業化に向けた協議が行えるようになり、官民連携のプラットフォームの効果が最大限発揮され、日本企業の海外進出に繋げるための役割が強化された。加えて、情報発信機能の強化は、新規会員企業の加入や新規案件形成につながるものと期待できる。</p> <p>JICA との連携については、JICA のODAによる社会インフラ整備やマスターplan策定支援など、JICA が行う川上段階での案件に事業者としての機構の知見を反映させて日本企業に共有を図ることで、日本企業の具体的なプロジェクトへの参画につなげ、日本企業進出に寄与するものである。</p> <p>インドネシアとフィリピンにおける JICA の技術協力プロジェ</p>	
--	--	---	--	--

		<p>ニューアルし、日本語、英語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語に対応させ、情報発信を強化した。</p> <p>JICA とは、海外への日本企業のインフラ展開のさらなる推進に資するべく、令和 4 年 3 月に連携・協力に関する覚書を交換した。本覚書を踏まえ、日本型の TOD の海外展開に向けた共同検討や JICA が行う川上段階でのマスターープラン策定などについて、日本企業が参加可能な具体的なプロジェクトにつなげることを目指して検討を進めた。また、JICA が行う ODA による社会インフラ整備やマスターープラン策定支援の業務について、J-CODE 会員企業へセミナー等を通して情報提供を行うとともに、案件形成に向けた勉強会や面談などを継続して実施した。</p> <p>また、令和 4 年 5 月より、インドネシアとフィリピンにおける JICA の技術協力プロジェクトに職員を参画させ、現地へ渡航して民間事業者と連携および役割分担しながら計画策定支援を推進した。</p> <p>なお、機構は昭和 54 年度から JICA 長期専門家として技術職員を派遣しており、令和元年度以降はインドネシア (R1・R5 年度)、ミャンマー (R1～R3 年度)、タイ (R1～R5 年度) に職員を派遣している。</p> <p>JOIN とは、令和 4 年度よりインドネシア等における大規模インフラ整備にかかる都市開発案件について、JOIN と機構が連携した事業化の可能性の検討を実施し</p>	<p>クトへの参画については、機構が持つ調整ノウハウ及び事業者としての知見の提供により、民間事業者と相互補完しつつ業務を進めた。</p> <p>JICA 長期専門家としての技術職員派遣は過去から継続して実施してきたが、海外インフラ展開法施行後は、機構が相手国との関係構築や支援を進める上で大きな役割を担っている。</p> <p>JOIN との連携については、都市開発案件の計画段階から相互協力をを行い案件形成することで、JOIN による出資の蓋然性を高め、日本企業の参画意欲を高めることが期待される。</p> <p>また、JICA・JOIN の両者と連携覚書を交換したことにより、JICA が行う ODA による社会インフラ整備やマスターープラン策定支援に、機構の持つ住宅・都市開発の知見を組み合わせ、さらに JOIN の日本企業に対する共同出資による支援と組み合わせることにより、日本企業に対する「川上から川下まで」切れ目のない支援の枠組みを構築した。</p>
--	--	---	---

た。また、令和5年5月には両者の更なる連携を促進するため、日本企業の海外インフラ市場への参入に係る連携・協力に関する覚書を交換し、機構が持つ住宅・都市開発事業の知見と JOIN が行う日本企業に対する共同出資による支援を組み合わせ、案件の形成に向けて、連携協力を進めた。

その他、日本国政府との連携に関しては、国土交通省の主催した「日 ASEAN スマートシティ・ネットワーク ハイレベル会合」(以下「ASCN ハイレベル会合」という。)の実施機関として、第1回 (R1.10・横浜市) 及び第2回 (R2.12・オンライン) の会合の企画立案を支援するとともに、上記会合と合わせて設立された日 ASEAN スマートシティ・ネットワーク官民協議会 (JASCA) にも参画し、関係国との連携構築を支援した。

人的支援に関しては、前述の JICA 長期専門家のほか、JICA 本部や独立行政法人日本貿易振興機構 (JETRO)、JOIN 等への職員派遣により、各機関との連携強化及び人的支援を推進した。また、派遣先で得た知識と経験を職員間で共有するため、復職職員は原則として海外展開支援部へ配置した。

⑥ 機構の海外展開支援に関する研修・視察について、中期目標期間中に 103 の国と地域に対して 223 件受け入れた。

研修・視察のうち、海外へ向けた国際会議やセミナー等における

人的支援については、各機関へ職員を派遣することで、機構の都市開発等にかかる知見の共有やノウハウの共有と、機構の認知度向上につながった。また、人材育成面についても、派遣先で得た知識と経験の共有により、海外部門の事業展開や海外展開支援業務に従事する職員のノウハウが蓄積され、組織の実力向上につながった。

⑥ 海外へ向けた国際会議やセミナー等での講演・出展については、コロナ禍においても歩みを止めず、オンラインを活用した WEB セミナーの開催により、機構や日本の都市開発の知見を相手国の

	<p>る講演・出展等を 62 回実施した。海外で開催された国際会議やセミナーでの講演に加え、海外の要人が訪日する G7 都市大臣会合や ASCN ハイレベル会合などの国際会議等の機会を活用し、知見を提供した。</p> <p>上記のほか、機構の都市開発や住宅開発に関する海外からの視察・研修の受入れを 161 回実施し、約 2,100 人を案内した。海外の政府機関や事業者等のカウンターパートへの事例紹介のほか、令和 4 年 12 月のタイ副首相へのみならず、ミライ地区及びうめきた地区の案内や令和 6 年 2 月のカンボジア副首相へのみならず、ミライ地区及びヌーヴェル赤羽台・UR まちとくらしのミュージアム案内など、訪日した各国の要人に対する視察案内も積極的に実施した。</p> <p>このうち、JICA 等が実施する開発途上国の技術者等を対象とした研修プログラムでの講義を 51 回実施し、630 人が受講した。座学や現場での講義を通じ、TOD 事業や密集市街地の整備改善事業など、開発途上国が直面している都市課題に対する機構や日本の知見を提供した。</p> <p>令和 5 年 2 月に発生したトル</p>	<p>政府関係者等に継続的に共有することができ、機構のプレゼンス向上に貢献した。また、コロナ後には海外の国際会議等へ招聘される機会が増加し、講演をきっかけとした新たな関係構築に繋がるなどの成果につながっている。例えば、ベトナムのホーチミン市における日本の TOD に関する講演は現地メディアにも取り上げられ、TOD への関心の高さを示すとともに、講演をきっかけにホーチミン市から TOD への支援を依頼されるなど、新たな関係構築を実現させ、ベトナムにおける案件形成に向けた足掛かりにもなっている。</p> <p>海外からの視察・研修の受け入れについては、機構が実施した都市開発の事例を海外のカウンターパートへ現地で直接説明することで、機構の提案に対する説得力が増し、タイやインドネシアなど、各国との関係構築や計画推進に大きく役立つことができた。また、JICA の研修プログラムは世界の様々な国の研修生が受講しており、開発途上国が直面する様々な都市課題の解決に向けて役立てられている。</p>	
--	--	---	--

		<p>コ・シリア地震への対応として、令和5年10月にJICAによるトルコ復興計画支援・調査団の一員として2名の職員を被災地のカラマンマラシュ市に派遣した。現地では阪神・淡路大震災や東日本大震災の復興の取組についての講演や、建築家協会との意見交換、市職員及び現地学生とのワークショップ等を実施した。</p> <p>また、令和6年2月には、JICAのウクライナ緊急復興・復旧プロジェクトにより訪日した地方・国土・インフラ発展省や復興インフラ開発庁、各都市の市長などからなる視察団に、機構による東日本大震災などでの復興まちづくり支援についての説明を実施した。</p> <p>これらの海外展開支援に関する講演・出展や視察・研修の受け入れにより、機構や日本の都市開発の知見を世界へ向けて発信した。</p>	<p>トルコ復興計画支援・調査団への協力は、被災地から感謝の言葉を頂き、ウクライナからも機構の復興まちづくりの知見に期待されており、機構が東日本大震災等の支援を通じて培った知見が被災地の復興に大いに役立ち、日本の国際貢献に大きく寄与した。</p> <p>以上により、中期目標期間における所期の目標を上回る成果をあげていることから、A評定とする。</p>	
--	--	---	--	--

#### 4. その他参考情報

無し。